

3 事業者の届出と帳簿の備え付け

ペットの健康被害を防止する必要が認められたとき、国は対象となるペットフードの廃棄・回収等の命令を行うことができます。このような場合に備えて、国はあらかじめ事業者の把握が必要となるため、特にペットフードの供給元となる製造業者と輸入業者に対し届出の義務を課しています（法人・個人を問わず、事業をはじめる前に届出が必要です）。

また、ペットフードの取扱い（輸入・製造・販売）をする事業者は、輸入・製造・販売の記録を帳簿に記載しなければならないと定めています（ペットショップやホームセンターなどの小売業者は除く）。帳簿記録はトレーサビリティを確保する上で有益な情報となるためです。

note

トレーサビリティとは

ペットフードの原材料～生産～流通の履歴を確認できるようにすることをトレーサビリティと呼びます。例えば、製品に表示された事業者名や賞味期限などの情報をもとに、事業者が義務付けられた製造や流通の記録をたどることで、製造管理の状態や原材料までさかのぼることが可能となります。逆に特定の原材料が使用された製品が出荷された先を追いかけることも可能です。

リコールなどがあり、製品の回収や廃棄が必要になったときは、対象となった製品を特定し速やかに実施することが重要です。ペットフード安全法では、表示、事業者の届出、帳簿の備え付けの義務を課し、トレーサビリティの確保を図っています。

